

2013年1月10日  
(平成25年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

戦没者遺族，旧軍人等の援護に係る個人情報を目的外に  
提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知  
の省略について（答申）

2012年12月27日付けで諮問（第533号）された戦没者遺族，旧軍人  
等の援護に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴  
う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由については，認められない。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供  
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由  
は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

厚生労働省社会・援護局長（以下「厚生労働省」という。）から国を相手に  
提起された年金支払訴訟事件に関して，事実関係を主張・立証する際に必要  
であるとの理由から，保健医療福祉課で保有する戦没者遺族，旧軍人等の援  
護に係る個人情報に関する照会がなされた。

本件の照会については法的な根拠がなく，個人情報を目的外に提供しなけ

ればならないことが義務づけられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。このことから当該事務のうち，第17回特別弔慰金（特別給付金）国庫債券請求書受付処理簿に記載されている個人情報をも目的外に提供することについて，条例第12条に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 第17回特別給付金国庫債券請求書受付処理簿に記載されている個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

原告の母である戦没者の妻の氏名及び住所，原告の母の夫である戦没者の氏名及び本籍地の都道府県名並びに国債の交付年月日及び受領印。

イ 目的外に提供する相手方

厚生労働省社会・援護局長

ウ 目的外提供に対する実施機関の考え

目的外に提供する必要性

本件の照会の具体的必要性については，厚生労働省の依頼書によると「原告の母は，先の大戦で死亡した夫の本籍地の都道府県知事である山口県知事から，本件特別給付金を受ける権利の裁定を受けている。原告の請求の趣旨に照らせば，本件特別給付金の記名国債（第十七回特別給付金国庫債券「い号」）を，交付時の居住地である藤沢市を通じて原告の母が受領していることを主張・立証することが必要であるため，その事実を確認できる資料の写しの提供を求める。」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は，戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の規定による戦没者遺族，旧軍人等の援護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定しがたいものである。よって本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果，照会に応じる必要性があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合には，当該管理情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが，当該個人情報の帰属者である本人は既に死亡している。このため，条例第20条第3項第1号アに基づき，当該本人の法定相続人に対し通知する必要があるが，原告は法定相続人である。厚生労働省に対し原告へ本人通知することについて確認したところ，「本人通知を行った場合，原告から提供を拒否されるおそれがあり，その場合被告として反論の根拠を示せないことになり，争訟事務の遂行に支障をきたす。」とのことである。以上から本人通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

- ア 争訟事件に関する調査について
- イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) 目的外に提供する必要性について

本件の照会の具体的必要性については、厚生労働省の依頼書によると「原告の母は、先の大戦で死亡した夫の本籍地の都道府県知事である山口県知事から、本件特別給付金を受ける権利の裁定を受けている。原告の請求の趣旨に照らせば、本件特別給付金の記名国債（第十七回特別給付金国庫債券「い号」）を、交付時の居住地である藤沢市を通じて原告の母が受領していることを主張・立証することが必要であるため、その事実を確認できる資料の写しの提供を求める。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の規定による戦没者遺族、旧軍人等の援護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定しがたいものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

#### (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の場合、実施機関では、「本人通知を行った場合、原告から提供を拒否されるおそれがあり、その場合被告として反論の根拠を示せないことになり、争訟事務の遂行に支障をきたす。」とのことであるが、当該理由からは、争訟事務の遂行に支障をきたすとは判断し難い。

よって、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、認められない。

以 上